

Q&A 新型コロナウイルス感染症関連費用と医療費控除の関係

問(Q)		回答(A)
1	<p>新型コロナウイルス感染症を予防するために購入したマスクは、医療費控除の対象となりますか？</p>	<p>マスクは感染予防を目的に着用するものであるため、対象外です。</p> <p>医療費控除の対象となる医療費は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医師等による診療や治療のために支払った費用 ②治療や診療に必要な医療品の購入費用
2	<p>新型コロナウイルス感染症のPCR検査を受けましたが、この検査費用は医療費控除の対象となりますか？</p>	<p>○医師等の判断によりPCR検査を受けた場合 →対象となります。 ただし、対象となるのはあくまで自己負担部分に限ります。</p> <p>○自己判断によりPCR検査を受けた場合 →対象外です。 ただし、検査の結果「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合は、その検査は診察と同様に考えられることから、対象となります。</p>
3	<p>新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、オンライン診療を受けていますが、つぎの費用は医療費控除の対象となりますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ①オンライン診療料 ②オンラインシステム利用料 ③処方された医薬品の購入費用 ④処方された医薬品の配送料 	<ul style="list-style-type: none"> ①について オンライン診療のうち、医師等による診療や治療のために支払った費用は、対象となります。 ②について オンライン診療に直接必要な費用のため、対象となります。 ③について 治療や診療に必要な医療品の購入費用であれば、対象です。 ④について 対象外です。配送料は、治療や診療に必要な医療品の購入費用でないため